

Ⅲ 平成20年度予算のポイント

1. 地域の活性化に向けた取組の推進

「地域の活力なくして国の活力なし」という認識のもと、地域の活性化に向けた取組を推進することが必要である。このため、地域の特色あるまちなみ・建築物を活かしたまちづくり等地域の実情に応じた多様なまちづくり等への支援の充実、強化を図る。

新規事項等

(1) 地域の実情に応じた多様なまちづくりへの支援

○ 都市再開発支援事業の拡充 (P. 8)

- ・ 市街地整備事業の立ち上げの円滑化等を図り都市の再開発を促進するため、事業の初動期に対する支援を行う都市再開発支援事業の事業主体に、市街地再開発事業に加えて土地区画整理事業及び防災街区整備事業の関係主体を追加する。

○ 暮らし・にぎわい再生事業の拡充 (P. 9)

- ・ 地域固有のまちなみを活かした整備を促進するため、一定の地域において実施される暮らし・にぎわい再生事業について、階数要件の撤廃等を行う。
- ・ コア事業と合わせて実施される附帯事業の補助対象に緑化施設等の整備費を追加する。
- ・ 中心市街地活性化にあわせて防災性の確保・都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業等の採択要件を満たす都市機能導入施設を整備する場合に、都市機能まちなか立地支援の補助対象に供給処理施設整備費、空地整備費等を追加する。

(2) 地域のまちなみ・景観を活かしたまちづくりの推進

○ 暮らし・にぎわい再生事業の拡充 (P. 9) (再掲)

- ・ 地域固有のまちなみを活かした整備を促進するため、一定の地域において実施される暮らし・にぎわい再生事業について、階数要件の撤廃等を行う。
- ・ コア事業と合わせて実施される附帯事業の補助対象に緑化施設等の整備費を追加する。

○ 街なか居住再生ファンド対象地域の追加等 (P. 14)

- ・ 景観法に基づく景観計画が定められた区域等について、街なか居住再生ファンドの対象とする。

(3) 街なか居住の推進

○ 街なか居住再生ファンド対象地域の追加等 (P. 14)

- ・ 地域再生法に基づく地域再生計画の区域や都市再生緊急整備地域等について、街なか居住再生ファンドの対象とするとともに、街なか居住再生ファンドを15億円増額する。

2. 安全・安心なまちづくりの推進

能登半島地震、中越沖地震の発生をうけて地震に強い都市づくりに向けた取組の必要性が一層高まっていることから、市街地再開発事業等による建築物の不燃化・耐震化、避難地・避難路の整備による市街地の防災安全性の向上、防災活動拠点整備による災害応急対策への対応等、安心・安全なまちづくりを推進する。

新規事項等

(1) 地震に強い都市づくりの推進

○ 市街地再開発事業等の拡充 (P. 7)

- ・ 市町村が策定する「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」に位置づけられた市街地再開発事業及び防災街区整備事業について、災害時に活用可能な集会所等の施設整備を補助対象に追加する。

(2) 安全な住宅・建築物の整備

○ 優良建築物等整備事業の拡充 (P. 12)

- ・ マンション建替えタイプについて面積要件や空地要件等に係る平成19年度までの特例措置の延長を行う。(平成24年度まで)
- ・ 共同施設整備費の算定において包括積算方式の対象となる施設に空地等と電波障害防除設備を追加し、階層別乗率を見直す。
- ・ 事業実施後の空地の形状・配置、不燃性等の向上度合いに応じて補助額を算定する方式を導入する。
- ・ 阪神・淡路大震災の復興関連事業について 非常災害時補助率(2/5)の適用期限を平成21年3月31日まで延長する。